

発酵食・文化財活用インバウンド誘客推進事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市の発酵食及び文化財を活用したインバウンド誘客事業に対し、補助金を交付することで、先進的かつ独自性のあるコンテンツの造成と、持続的な観光誘客及び文化財の持続可能な保存・活用の好循環を創出することを目的とする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象は、特定非営利活動法人半田市観光協会（以下「半田市観光協会」という。）とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、本市の発酵食文化の拠点エリアである半田運河周辺や亀崎地区に在る文化財建物（小栗家住宅、旧中埜半六邸主屋、旧伊東合資会社）を活用し、半田市特有の「発酵食文化」をテーマにしたインバウンド誘客コンテンツの造成等（以下「事業」という。）とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は事業費の2分の1を上限とし、予算の範囲内において市長が定めるものとする。

（他の補助制度との併用の取扱い）

第5条 この要綱による補助金は、国（文化庁）が行う補助事業「全国各地の魅力的な文化財活用推進事業」に限り、併用を認めるものとする。ただし、補助金の交付総額が事業費の総額を超える場合は、本市の補助額を減額し、事業費を上回ることがないよう調整することとする。

（補助金の交付申請）

第6条 半田市観光協会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1）に次の書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2）により、半田市観光

協会に通知する。この場合において、市長は補助金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助金の概算払）

第8条 半田市観光協会は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第3）に事業の進捗状況が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の概算払請求があったときは、その内容を審査し、必要であると認めるときは、前条の補助金交付決定額の全部又は一部を概算払により支払うことができるものとする。

（実績報告）

第9条 半田市観光協会は、事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで、補助金使用実績報告書（様式第4）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第5）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 半田市観光協会は、前条の通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の精算）

第12条 半田市観光協会は、第8条第2項の規定により補助金の概算払を受けた場合で、第10条の通知を受けたときは、剰余金がある場合は市長が指定する期日までに、市長が発行する返納通知書により補助金を返金しなければならない。また、不足金がある場合は、補助金概算払精算請求書（様式第7）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金精算金を支払うものとする。

(調査)

第13条 市長は、本事業の適切な実施状況及び効果を確認するため、半田市観光協会に対し、必要な事項の報告を求め、現地への立入調査を行うことができる。

(補助金交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、半田市観光協会がこの要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

様式第1（第6条関係）

年 月 日

半 田 市 長 様

所在地
団体名
代表者氏名

補助金交付申請書

発酵食・文化財活用インバウンド誘客推進事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円
2. 補助金交付の対象事業

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2（第7条関係）

年 月 日

様

半田市長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました発酵食・文化財活用インバウンド誘客推進事業補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 交付の条件

補助金は、補助金交付申請書添付の事業計画書に基づいた事業経費にあてられるもので、その他の用途に使用してはならない。

半 田 市 長 様

所在地
団体名
代表者氏名

補助金概算払請求書

年 月 日付けで交付決定がありました発酵食・文化財活用インバウンド
誘客推進事業補助金について、概算払を受けたいので下記のとおり請求します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円
2. 補助金概算払請求額 金 円
3. 請求理由

4. 振込み口座

金融機関名	銀行 信用金庫・組合 農協	店
口座番号		
口座種別	普通	当座
(フリガナ)		
口座名義人		

添付書類

事業の進捗状況が確認できる書類

様式第4（第9条関係）

年 月 日

半 田 市 長 様

所在地
団体名
代表者氏名

補助金使用実績報告書

年 月 日付けで交付決定がありました発酵食・文化財活用インバウンド
誘客推進事業補助金の使用実績について、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円
2. 補助金交付の対象事業

添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第5（第10条関係）

年 月 日

様

半田市長

印

補助金額確定通知書

年 月 日付けで交付決定がありました発酵食・文化財活用インバウンド
誘客推進事業補助金について、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

1. 補助金交付確定額 金 円

半 田 市 長 様

所在地
団体名
代表者氏名

補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定がありました発酵食・文化財活用インバウンド
誘客推進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金交付請求額 金 円

2. 振込み口座

金融機関名	銀 行 信用金庫・組合 農 協 店
口座番号	
口座種別	普 通 ・ 当 座
(フリガナ)	
口座名義人	

半 田 市 長 様

所在地
団体名
代表者氏名

補助金概算払精算請求書

年 月 日付けで補助金額の確定がされました発酵食・文化財活用インバウンド誘客推進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金精算請求額	金	円
2. 補助金精算請求額内訳		
補助金確定額	金	円・・・①
概算払受理済額	金	円・・・②
<hr/>		
精算請求額	金	円・・・(①-②)

3. 振込み口座

金融機関名	銀行 信用金庫・組合 農協	店
口座番号		
口座種別	普通	・ 当座
(フリガナ)		
口座名義人		